

令和 4年1月7日  
御宿町保健福祉課◎

## 御宿町の新型コロナワクチン追加接種の実施について

町では国の指示により、感染及び重症化の予防を目的に、次のとおり追加接種を実施します。



### 「追加接種の概要は次のとおりです」

**対 象 者:**初回接種(1, 2回目)完了後、原則 8 か月を経過した18歳以上の方

**開 始 時 期:**保健センターでの住民接種は、2月1日(火)から開始する予定です。

- ① 医療従事者以外の方は、2回目接種月から7か月目に接種券一体型予診票を郵送します。  
予診票を受け取った日の翌月1日以降の接種日の予約が可能です。
- ② 町内の高齢者施設に入所・入居している方は、各施設から日程をお知らせします。

**ワクチンの種類:**ファイザー社製・武田/モデルナ社製の2種類のワクチンを使用する予定です。

- ① 接種日により、ワクチンの種類が異なりますので、ご注意ください。
- ② 今のところ3月第4週以降に使用するワクチンは決まっていません。  
(ワクチン供給量の連絡待ちのため)
- ③ 追加接種では、初回接種(1, 2回目)で受けたものと異なるワクチンを使用する「交互接種」が可能です。

【お問い合わせ】  
御宿町保健センター  
新型コロナワクチン担当  
☎0470-68-6570

…裏面もご覧ください…

## 追加接種を希望される方へのお願い



1. ワクチンの選択については、それぞれのワクチンの効果・副反応についてよく理解したうえで、「ファイザー社製ワクチン(コミナティ筋注)」または「武田/モデルナ社製ワクチン(スパイクバックス筋注)」のいずれかのワクチンを選んで予約をしてください。
2. ファイザー社製ワクチンの希望者が多数の場合には、ワクチンの供給量により、接種日が遅くなる場合があります。
3. 追加接種の接種券は、予診票と一体(1枚)になっていて、宛名面は接種後、接種済証となります。予診票は切り離さずに、記入・持参してください。
4. 初回接種後、7か月目の月に接種券を発送します。  
「3回目接種券在中」の赤色スタンプが押された封筒で郵送されますので、接種日まで大切に保管してください。  
【例】 令和3年6月30日までに初回接種を済ませた方→令和4年1月に郵送、2月から接種  
令和3年7月31日までに初回接種を済ませた方→令和4年2月に郵送、3月から接種
5. 接種日時は予約制です。  
電話(フリーダイヤル)又はスマートフォン・パソコンから予約可能です。  
接種券が届いたら、予約受付開始日以降に、接種日時の予約をしてください。  
ただし、ワクチンの供給量が予定に満たないときは、接種日を延期することがあります。

※現在、初回接種の実績にもとづき、3月使用分までのワクチンの割り当てがされていますが、ファイザー社製ワクチンは、初回接種でファイザー社製ワクチンの接種を受けた人数分より少ない状況です。  
一方、武田/モデルナ社ワクチンの割り当て数量は、接種人数より多くの配分が見込まれています。  
通知に同封する資料をよく読んで、「交互接種」についてもご検討ください。

6. 御宿町に住所を有しない方で、下記の事由に当てはまる場合は、住所地から発行された接種券を添えて、住所地外接種届を提出することが必要です。「住所地外接種届」は町ホームページからもダウンロードすることができます。  
【事由】出産のために里帰りしている妊産婦、遠隔地に下宿している学生、単身赴任者等